

情報提供すべき事項

平成29年6月
富士アイティ・フィールドサービス株式会社



派遣元事業主が情報提供すべき事項は、次のとおりです(労働者派遣法第23条第5項)。

<記>

1. 対象期間 平成28年4月 ～ 平成29年3月
2. 派遣労働者の数 4 名 (1日平均)
3. 派遣先の数 3 社
4. 派遣料金の1人あたり平均額 31,300円 (1日8時間あたり)
5. 派遣社員の平均賃金 20,000円 (1日8時間あたり)
6. マージン率 36%

7. キャリア形成支援制度(教育訓練)

教育訓練名	対象者	実施人数	方法	賃金支給状況	労働者の費用負担
ビジネスマナー	新規採用者	2	Off-JT	有給	無
若手・中堅社員要請講座	入社3～5年目	1	Off-JT	有給	無

8. 福利厚生

- ・健康保険(協会けんぽ)、介護保険、厚生年金、労働保険、雇用保険
- ・年次有給休暇(初年度10日、入社後すぐに取得可能)
- ・福利向上制度(自己啓発を目的として、年3万円支給)

以上

※上記マージン率には以下の項目が含まれます。

- ・事業主負担分の健康保険、介護保険、厚生年金、労働保険、雇用保険
- ・派遣労働者の有給休暇、特別休暇に充当した費用
- ・派遣労働者の旅費交通費、教育訓練費
- ・営業、管理、運営にあたる一般管理費用
- ・事務所賃借料、広告宣伝費、通信費等の諸経費
- ・営業利益等